

福島経済同友会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は経済人としての職能的立場から、福島県経済の民主化並びにその平和的再建に寄与し、併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 本県経済問題に関する調査・研究
 2. 本県経済政策に関する審議・立案・建議
 3. 講演会・研究会・座談会の開催
 4. 会報の発行
 5. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第3条 本会は「福島経済同友会」と称す。
- 第4条 本会事務局は一般財団法人とうほう地域総合研究所に置く。

第2章 会 員

- 第5条 本会は本会の主旨に賛同する進歩的な事業経営者、経営補助者又は経済団体役職員で、所定の会費を納入する者を会員とする。
- 第6条 本会の入会は既会員の推薦に基づいて幹事会が承認する。

第3章 役 員

- 第7条 本会に下記の役員を置く。

代表幹事 3名以内
副代表幹事 若干名
常任幹事 若干名
会計監事 2名
幹事 若干名
事務局長 1名

代表幹事であった者は前項の幹事の定員に関係なく、恒久的に幹事の地位を保有する。

第8条 代表幹事・副代表幹事・常任幹事・会計監事・幹事・事務局長は総会が選任する。

第9条 役員任期は2年とする。
ただし、重任を妨げない。

第10条 本会に特別会員・顧問を置くことが出来る。特別会員・顧問は幹事会が推薦する。
ただし、特別会員・顧問からは会費を徴収しない。

第4章 機 関

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
通常総会は毎年1回開催する。
臨時総会は随時これを開催するものとする。
総会は代表幹事が招集する。
代表幹事が事故あるときは副代表幹事がこれに当たる。

第12条 下記の事項は総会の議決を必要とする。

1. 規約の変更
2. 会費の徴収
3. 収支予算及び決算
4. その他本会運営に関する事項

第13条 代表幹事は本会を代表し会務を総覧する。

第14条 副代表幹事・常任幹事は代表幹事を補佐し常時会務を執行する。

第15条 代表幹事・副代表幹事・常任幹事・会計監事・幹事は幹事会を構成し、重要会務を審議する。
幹事会は幹事の申合せにより定時に開催する。

第16条 総会及び幹事会の議決は出席者の過半数による。会員の議決権は会員1名について1個とする。
ただし、その行使を他の会員に委任することが出来る。
役員選挙は累積投票によらない。

第17条 会計監事は会計を監査する。

第5章 事務局

第18条 本会は日常事務を処理するために事務局を置く。
事務局は事務局長を長とする。
事務局は事務局員を配置する。

第6章 会計

第19条 本会は会費その他の収入を以て充てる。

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この規約は昭和28年4月1日から施行する。
2. 昭和49年10月31日規約一部改正、同日から実施。

3. 平成7年7月11日規約一部改正、同日から実施。
4. 平成10年7月8日規約一部改正、同日から実施。
5. 平成14年7月22日規約一部改正、同日から実施。
6. 平成16年7月22日規約一部改正、同日から実施。
7. 平成18年7月28日規約一部改正、同日から実施。
8. 平成24年7月4日規約一部改正、同日から実施。

以上